

斜線規制から決まった家 (T邸)

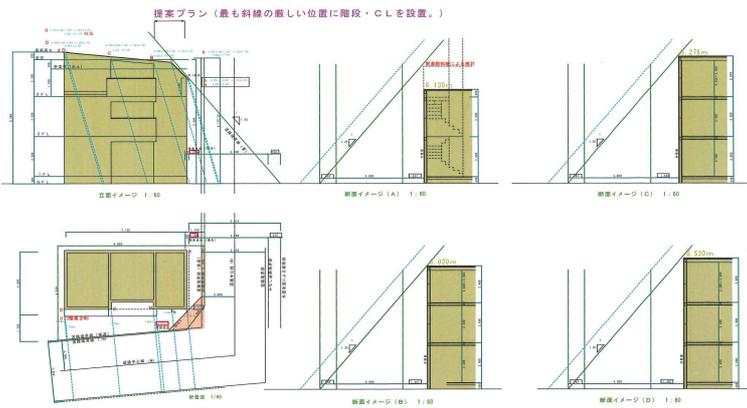


遠方より見る。中央奥の折れた片流れ屋根の家



南側T型道路より見る

元々、2階建て住宅が敷地一杯に建っていた計画地は南・東側共に2項道路の角地で敷地面積は≒15坪。道路後退、隅切り等を減じても指定80%の建蔽率一杯使えば、それなりのプランは創れるかと思ったが天空率もNGで、道路斜線緩和を目的に2方向共壁面後退を余儀なくされ、結果≒8坪×3階建て住宅になった。



計8カ所の屋根高さをチェック

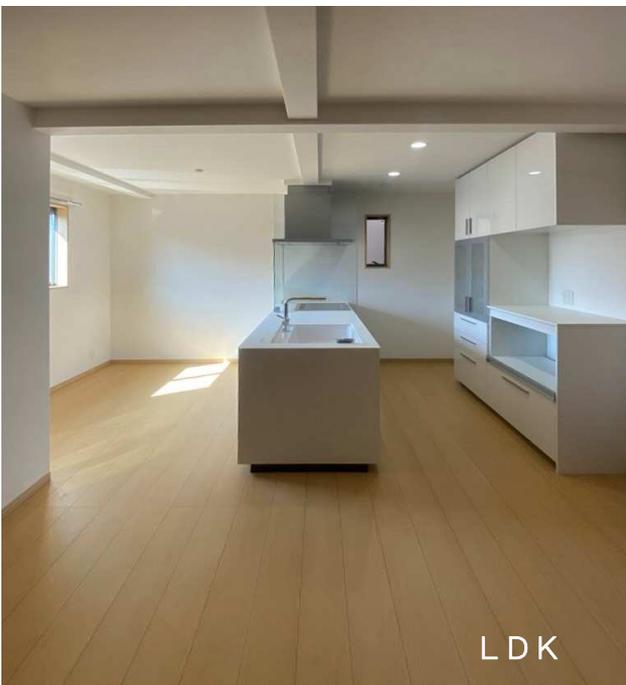
道路射線による高さ制限の検討



階段壁埋込収納



東側道路と隅切り。高さは2.5階



LDK

2項道路の斜線は厳しく一般的な3階は出来ないので階高を切り詰め且つ階段、収納を道路側に配し更に道路とは平行にせず少しずつ拡がる壁面後退の寸法を使って変形片流れ屋根に合した勾配天井にすることで低い天井高さを和らげ、構造壁以外に埋込収納を取り付けている。各階の階高は通常より40cm程度低くなることから、建築主は最後まで不安だった様だが、構造梁位置を整理し露出する部分を減らした事で納得頂いたのではと思う。



和室